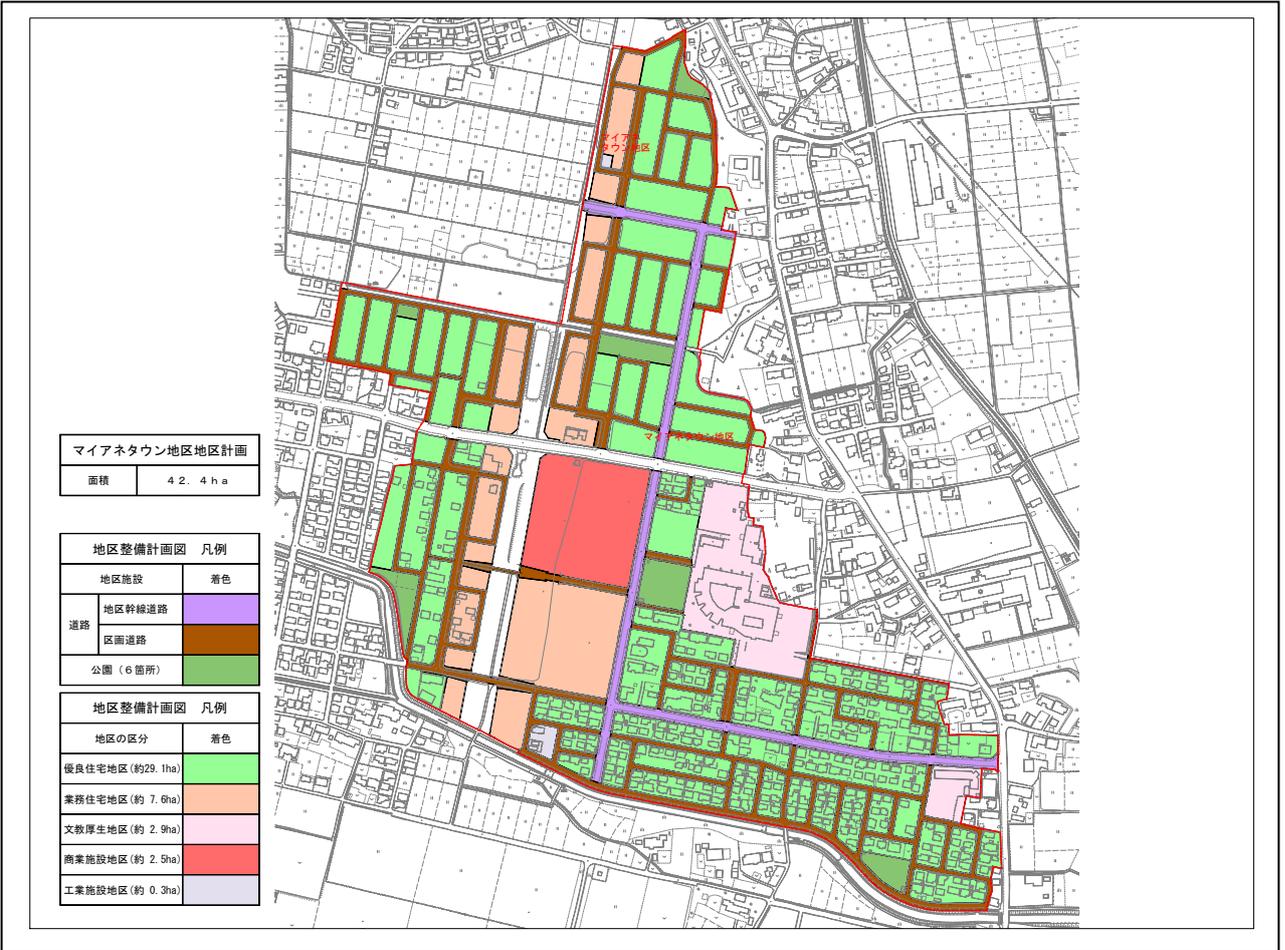


地区計画による行為制限等（マイアネタウン地区）

		マイアネタウン地区				
		優良住宅地区 (約 29.1ha)	業務住宅地区 (約 7.6ha)	文教厚生地区 (2.9ha)	商業施設地区 (約 2.5ha)	工業施設地区 (約 0.3ha)
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</li> <li>2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>3 カラオケボックスその他これに類するもの</li> <li>4 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</li> <li>5 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</li> <li>6 原動機を使用する工場で作業場の床面積が合計 150 m<sup>2</sup>を超えるもの(日刊新聞の印刷所及び作業場の床面積の合計が 300 m<sup>2</sup>を超えない自動車修理工場を除く)</li> <li>7 玩具煙火の製造</li> <li>8 アセチレンガスを用いる金属の工作(アセチレンガス発生器の容量 300以下のもの又は溶解アセチレンガスを用いるものを除く。)</li> <li>9 引火性溶剤を用いるドライクリーニング、ドライダイニング又は塗料の加熱乾燥若しくは焼付(赤外線を用いるものを除く。)</li> <li>10 セルロイドの加熱加工又は機械のこぎりを使用する塗料の吹付</li> <li>11 絵具又は水性塗料の製造</li> <li>12 出力の合計が 0.75kw を超える原動機を使用する塗料の吹付</li> <li>13 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白</li> <li>14 骨炭その他動物質炭の製造</li> <li>15 せっけんの製造</li> <li>16 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造</li> <li>17 手すき紙の製造</li> <li>18 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白</li> <li>19 ぼろ、くず綿、くず紙、くず糸、くず毛その他これらに類するものの消毒、選別、洗浄又は漂白</li> <li>20 製綿、古綿の再製、起毛、せん毛、反毛又はフェルトの製造で原動機を使用するもの</li> <li>21 骨、角、きば、ひづめ若しくは貝がらの引割若しくは乾燥研磨又は 3 台以上の研磨機による金属の乾燥研磨で原動機を使用するもの</li> <li>22 鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するもの</li> <li>23 レディミクスコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が 2.5kw を超える原動機を使用するもの</li> <li>24 墨、懐炉灰又はれん炭の製造</li> <li>25 活字若しくは金属工芸品の鋳造又は金属の熔融で容量の合計が 500を超えないつぼ又はかまを使用するもの(印刷所における活字の鋳造を除く。)</li> <li>26 瓦、れんが、土器、陶磁器、人造砥石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造</li> <li>27 ガラス製造又は砂吹</li> <li>28 金属の溶射又は砂吹</li> <li>29 鉄板の波付加工</li> <li>30 ドラムカンの洗浄又は再生</li> <li>31 スプリングハンマーを使用する金属の鍛造</li> <li>32 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が 4 kw 以下の原動機を使用するもの</li> <li>33 スエージングマシン又はロールを用いる金属の鍛造</li> <li>34 火薬、石油類等の危険物の貯蔵又は処理の量がやや多い施設</li> <li>35 店舗、飲食店、展示場又は遊技場に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ol>				

		マイアネタウン地区				
		優良住宅地区 (約 29.1ha)	業務住宅地区 (約 7.6ha)	文教厚生地区 (2.9ha)	商業施設地区 (約 2.5ha)	工業施設地区 (約 0.3ha)
建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限	180 m <sup>2</sup>		—		
	壁面の位置の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路境界線から建築物の外壁又は、これに代わる柱の面までの距離は、1 m以上とする。</li> <li>・隣地境界線からの建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、70 cm以上とする。</li> <li>・ただし、車庫、物置及び門はこの限りではない。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路境界線から建築物の外壁又は、これに代わる柱の面までの距離は、2 m以上とする。</li> </ul>	
	建築物等の高さの最高限度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤面から10 mを超えないものとする。</li> </ul>	—			
	建築物等の形態又は意匠の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告板、そで看板及び立看板については、表示面積を3 m<sup>2</sup>以下とし、形態及び色彩を周辺環境と調和したものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告板、そで看板及び立看板については、形態及び色彩を周辺環境と調和したものとする。</li> </ul>			
	かき又はさくの構造の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の屋根は、道路等の公共空地へ直接落雪する形態としてはならない。</li> <li>・建築物の屋根の色は、原色を避け、極力黒系統、茶系統及び赤系統を基調とする。</li> <li>・建築物の形態は、周辺環境と調和したものとし、外壁の色は、原色を避け、極力無彩色及び茶系統の色を基調とした落ち着いたものとする。</li> <li>・建築設備等は、道路等の周辺から見えにくいよう配慮する。</li> <li>・なお、電気及び電話等の引込みについては、土地区画整理事業で設置した宅内ポールを使用し、建築物へは地中埋設とする。</li> <li>・建築物の屋根から集水した雨水は、雨水枡に放流するものとする。</li> <li>・ただし、主要用途以外の建築物の屋根等から集水した雨水は、適正な処理をすれば、この限りではない。</li> <li>・テレビ等の受信については、共同アンテナで受信できるものはこれを利用し、個々の受信アンテナは設置してはならない。</li> <li>・ガスを使用する場合は、簡易ガス供給方式によるものとする。</li> </ul>				
土地利用に関する事項	現存する樹林地、草地等で良好な居住環境の確保に必要なものの保全を図るための制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業で設置した生け垣については、良好な状態で維持保全を図り、維持管理及び土地利用上やむを得ないと市長が認めた場合を除き、撤去又は移設することはできない。</li> </ul>				

【区域図】



地区整備計画図（かき又は  
さくの構造の制限）

凡 例	
ドウダンツツジ	— (Blue line)
レッドロビン・マサキ	— (Light Blue line)
ツゲ	— (Green line)
サザンカ	— (Red line)
地区計画区域	— (Orange line)

